

浦添市育英会 貸与選考基準表

○学力について

- ア 大学一年時に在学するもの
高等学校における成績の評定平均値がおむね3.5以上であること。
- イ 大学2年次以上に在学するものは、次の単位数以上の単位を修得していること。
2年次生…33単位 3年次生…57単位 4年次生…85単位

○経済的理由により修学困難と認められる者の収入基準について

申込本人の生計を維持する者(父母)のうち収入が高い者(父母がない場合には代わって家計を支えている人)の1年間の総収入から必要な経費(給与所得の場合は、別表2に掲げる算式により算出した控除額)及び別表3の特別控除額を控除した額が、別表1の収入基準額以下であること。

認定所得金額 < 収入基準額

$$\text{認定所得金額} = \text{【A】所得金額} - \text{特別控除額(別表3)}$$

【A】所得金額 (1年間の総収入 - 必要な経費) ※ 生計を維持する者で収入が高い者

1. 給与所得の場合 (給与、年金収入)

所得金額 = 年間収入金額から別表2の控除額を控除した額

2. 給与所得以外の場合 (営業収入等)

所得金額 = 所得証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額

3. 同一人物で給与所得と給与以外の所得がある場合

所得金額 = 上記1で算出した額と上記2で算出した額の合計額

「別表1」収入基準額

世帯人員	高等専門学校 収入基準額	大学・専修学校の専門課程 収入基準額	備考
1	1,030,000	1,390,000	
2	1,650,000	1,980,000	
3	1,900,000	2,120,000	
4	2,060,000	2,290,000	
5	2,210,000	2,390,000	※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに高等専門学校は110,000円、大学・専修学校の専門課程の場合は、120,000円を世帯人員7人の基準額に加算する。
6	2,340,000	2,500,000	
7	2,460,000	2,620,000	

「別表2」給与所得の場合による所得控除額

年間収入金額	控除する額
268万円未満	年間収入額=控除額
268万円以上～400万円未満の場合	年間収入額×0.2+214万円
400万円以上～781万円未満の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円以上	408万円

「別表3」特別控除額

区分	特別の事情	特別控除額			
世 帯 対 象	(1)母子・父子家庭 (2)就学者のいる世帯 (出願者本人は含めない) 児童・生徒学生1人につき (3)障がい者のいる世帯 (4)長期療養者のいる世帯 (5)主たる家計支持者が別居している世帯 (6)火災、風水害、盗難等の被害世帯	990,000			
		小学校(児童一人につき)		310,000	
		中学校(生徒一人につき)		460,000	
		高等学校	自宅	自宅外	
			国公立	690,000	390,000
		高等専門学校	私立	1,180,000	880,000
			国公立	720,000	430,000
		大学	私立	1,180,000	880,000
			国公立	1,210,000	740,000
		専修学校	私立	1,800,000	1,330,000
			国公立	690,000	390,000
		高等過程	私立	1,180,000	880,000
			国公立	810,000	360,000
		専門課程	私立	1,470,000	1,020,000
			障がい者1人につき	990,000	
		療養の為、経常的に特別な支出をしている金額			
		別居の為特別に支出している額(上限710,000円)			
		日常生活に必要な資材・生活費を得る為の基本的な生産手段(田畠・店舗等)に被害があり、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額			
本人対象	(7)出願者本人	740,000			